

## 川口市道の認定及び廃止基準

(平成23年 8月 1日 川口市長決裁)

### (趣旨)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第8条及び第10条の規定に基づき、川口市道(以下「市道」という。)の路線の認定及び廃止について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 法第3条に規定する一般国道、県道及び市道をいう。
- (2) 自転車専用道路等 法第48条の13に規定されている歩行者専用道路、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路をいう。
- (3) 公共施設等 設置又は管理主体が公共団体である公園、緑地(道)、広場等の公共施設及び公共の福祉の増進を目的とし、直接市民の利用に供されている公益的施設(設置又は管理主体が公共団体であるものに限る。)をいう。
- (4) 行き止まり道路 一端が公道に接続し、他端が行き止まりとなっている道路及び循環状の道路をいう。
- (5) 普通自動車 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する普通自動車をいう。

### (認定要件)

第3条 市道の路線の認定を行うことができる道路は、道路の両端が公道から公道へ接続し、行き止まり道路でないこと。ただし、一端が公道に接続され、他端が公共施設等に接続されることにより、普通自動車が当該公共施設等が接している公道に通り抜けできる場合又は当該公共施設等の敷地内で転回ができる場合は認定することができる。

### (構造要件)

第4条 市道の路線の認定を行うことができる道路構造は、道路構造令(昭和45年政令第320号)によるもののほか、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路の幅員は、4.0メートル以上あること。
- (2) 自転車専用道路等の幅員は、道路構造令に基づく幅員とする。
- (3) 道路の交差又は屈曲する箇所には、原則隅切が設けられていること。ただし、当該交差角又は屈曲角の内角が120度以上の場合は、この限りでない。

(4) 道路には、路面排水施設があり、その排水は公共地を經由して排水施設に流下されていること。

(5) 道路占用物件がある場合には、川口市道路占用規則（昭和50年規則第47号）に適合し、道路管理及び交通に支障のないこと。

（付け替えの場合等の特例）

第5条 都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による事業の施行により廃止した道路の存置部分、及び道路敷の付替交換又は道路敷払下げに伴い廃止した道路の存置部分については、前2条の規定にかかわらず路線の認定をすることができる。

（廃止要件）

第6条 市道を廃止する場合は、法令その他に定めるものを除き、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 道路の新設、改良又は開発行為等により不要となる道路であること。

(2) 土地区画整理法、土地改良法又は都市再開発法等に基づく事業の施行により不用となる道路であること。

(3) 国又は県に移管した道路であること。

(4) 周辺地域における土地利用の変化等によりこれを廃止しても公益上支障がないと認められる道路であること。

2 前項第4号により市道を廃止する場合は、廃止することについて地先地権者の同意がなければならない。

3 道路としての機能がある市道を廃止する場合は、機能代替する道路を設けなければならない。

（その他）

第7条 この基準に関する事務手続は、別に定める。

附 則

この基準は、平成23年 9月 1日から施行する。